

# 兵庫県公報

平成22年11月5日 金曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（公園緑地課）	1
○ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（同）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第45号）

兵庫県立舞子公園に和風住宅及び西洋館を有料公園施設として供用開始することに伴い、これらの施設の利用の申込み等の手続を定める等所要の整備を行うこととした。

### ●使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第46号）

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（平成22年兵庫県条例第6号）のうち、兵庫県立舞子公園の和風住宅及び西洋館の利用料金の基準額に係る改正規定の施行期日を平成22年11月7日とすることとした。

## 規 則

兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月5日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第45号

#### 兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県立都市公園条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第105号）の一部を次のように改正する。

第6条2項及び第3項ただし書中「若しくは遊びの空間」を「、遊びの空間、和風住宅若しくは西洋館」に改め、同条第4項中「第1項の本文」を「第1項本文」に改める。

別表第3 有料公園施設の款遊びの空間の項の次に次のように加える。

和風住宅	12月29日から翌年の1月3日までの間において知事が定める日以外の日。ただし、月曜日を除く。	9時から21時までの間において、知事が定める時間
西洋館	12月29日から翌年の1月3日までの間において知事が定める日以外の日。ただし、月曜日を除く。	9時から21時までの間において、知事が定める時間

#### 附 則

この規則は、平成22年11月7日から施行する。



使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成22年11月5日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第46号

#### 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（平成22年兵庫県条例第6号）附則第1項第5号に規定する規則で定める日は、平成22年11月7日とする。